

平成29年9月29日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン（第236号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

<トピックス>

○ 現場の皆さんへ

1. 「肉用牛ヘルパー」をご存じですか
2. 農業法人投資育成制度について
3. 収入保険制度一問一答リレー
4. 果樹共済（びわ）に加入しましょう！！ ～備えあれば憂いなし～

○ 事業活用のポイント

都市農業機能発揮対策事業の追加公募のお知らせ

○ 担い手のための耳より情報

雇用型経営における従業員の作業遂行マネジメント能力育成のポイント（農研機構より）

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【1. 「肉用牛ヘルパー」をご存じですか】

「肉用牛ヘルパー」は、地域の繁殖農家や肥育農家がみんなで助け合い、高齢の農家の方や病気にかかってしまった方などの作業負担を軽減するためのものです。

実際に、肉用牛ヘルパーを利用するには、地域にある「肉用牛ヘルパー利用組合」への加入が必要となります（ヘルパーとして出役する場合も、予め、組合への加入が必要です）。組合員になると、餌やりやほ育などの飼養管理、飼料生産や家畜市場への出荷などの作業を利用組合へ依頼できるようになります。依頼を受けた利用組合が、ヘルパーを派遣し、ヘルパーが依頼された作業を代行します。さらに、これらのヘルパーの利用には一定の条件が揃えば、国からの支援を受けることもできます。

『「肉用牛ヘルパー」や「利用組合」のことをもっと詳しく知りたい。』『地元利用組合がない場合はどうしたらいいの。』などの問い合わせは、お住まいの都道府県の畜産協会や一般社団法人全国肉用牛振興基金協会へ相談してみてください。

（問い合わせ先）

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会：03-3235-2605

農林水産省生産局畜産部畜産企画課：03-3502-0874

（一般社団法人全国肉用牛振興基金協会「ヘルパー事業の概要」）

<http://www.nbafa.or.jp/helper.html>

【2. 農業法人投資育成制度のご紹介】

資金調達をご検討中の農業法人の皆さん、「出資」という選択肢がありま

す。農業法人投資育成制度は、投資会社・投資組合が貴法人へ出資します。出資金は資本金として計上されるので自己資本の充実につながり、対外的信用力が向上します。資金使途に制約がなく様々な用途に活用できますのでぜひご検討ください。興味をお持ちの方は下記のリンクに掲載している投資会社・投資組合までお尋ねください。

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/toushiikusei/toushiikuseiseido.html>

【3. 収入保険制度一問一答リレー】

農水省・農業者netに9月に掲載した、Q31～38をご紹介します！

<Q31>マルキン等とは別立てとし、ナラシ対策等とは選択制としているのはなぜですか。

A 収入保険制度と収入減少を補填する機能を有しているナラシ対策等（※1）の類似制度との関係については、国費の二重助成を避けつつ、農業者がそれぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットを利用できるよう、収入保険制度とこれらの制度のいずれかを選択して加入していただくこととしています。

ただし、マルキン等（※2）については、収入保険制度やナラシ対策等と異なり、収入減少だけでなくコスト増も補填する仕組みであることから、収入保険制度とは別立てとし、肉用牛などのマルキン等の対象品目は収入保険制度の対象外とすることとしています。

これにより、マルキン等の対象畜産物と他の品目との複合経営を行っている場合は、他の品目部分のみ収入保険制度に加入することができます。

※1 農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度及び加工原料乳生産者経営安定対策、い草・畳表農家経営所得安定化対策

※2 牛マルキン、豚マルキン、肉用子牛生産者補給金制度及び鶏卵生産者経営安定対策

<Q32>農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等がある中で、さらに収入保険制度を創設する意義は何ですか。

A 今までセーフティネットとしては、収量減少に対する農業共済や、品目別の収入や価格の低下対策としてのナラシ対策、野菜価格安定制度などがありました。

(1) 農業共済は、収量減少が外見で確認できるものに限定され、

(2) ナラシ対策や野菜価格安定制度は、地域のデータが揃っているものに限定されてきました。

今回の収入保険制度の創設により、初めて全品目を対象に、個々の農業者の収入に着目したセーフティネットが張られることになりました。また、既存の制度と選択加入とすることにより、個々の農業者のニーズ、実情に応じた対応も可能となったと考えています。

<Q33>収入保険制度に加入する場合、既に参加している類似制度の掛金は返還されるのですか。

A 類似制度のうち、ナラシ対策や野菜価格安定制度等は、農業者自らの持分である積立金と国等の負担により補填する方式であり、通常、解約すれば自分の持分である積立金は返還されることとなっています。

< Q 34 > J A が出荷団体として野菜価格安定制度に加入している場合、J A の組合員は、収入保険制度に加入することができますか。

A J A が出荷団体として野菜価格安定制度に加入している場合でも、J A の組合員は、野菜価格安定制度から収入保険制度に移行することは可能です。

この場合、組合員は収入保険制度に加入しても、従前のおり J A の生産部会への加入を継続したり、J A に出荷を継続することは何ら差し支えありません。

なお、出荷団体は、野菜価格安定制度への申込みに当たり、収入保険制度に移行した組合員の出荷数量を除外した数量に基づき、申込みを行うこととなります。

< Q 35 > ナラシ対策に加入している農事組合法人の構成員は、収入保険制度に加入できるのですか。

A 農事組合法人とその構成員は、経営が分離されており、それぞれごとに税申告を行うことから、農事組合法人がナラシ対策に加入している場合、その構成員が、法人とは別に農業経営を行っている場合は、収入保険制度に加入することができます。

< Q 36 > 加工原料乳生産者経営安定対策（加工原料乳ナラシ）と収入保険制度は選択加入となりますが、一方で加工原料乳生産者補給金を受給するためには、加工原料乳ナラシへの加入が要件となっており、収入保険制度を選択すると当該補給金を受けられなくなるのではないですか。

A 加工原料乳生産者補給金については、これまで、加工原料乳ナラシへの加入を要件としてきたところですが、今回の補給金制度の見直しにより、当該要件を外すこととしています。

これにより、酪農家は、収入保険制度に加入しつつ、加工原料乳生産者補給金を受給することが可能となります。

< Q 37 > 過去 5 年分の青色申告書類を紛失した場合、どうすればよいのですか。

A 青色申告書類（確定申告書、青色申告決算書の写し）を紛失した場合は、確定申告を行った税務署で、個人情報の開示請求を行えば、過去の青色申告書類の写しを取得することができます。なお、この手続は、本人以外の代理人でも行うことができます。

開示請求の方法等については、事前に管轄の税務署にお問い合わせください。

< Q 38 > 税申告上、雑収入として計上されるものは、基本的に、収入保険制

度の対象収入に含めないとのことですが、雑収入の中で対象収入となるものがありますか。

A 雑収入として計上されているものであっても、農産物の販売金額と同等のものについては、収入保険制度の対象収入に含めることとしています。例えば、

- (1) 農産物の精算金
 - (2) 畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金、でん粉原料用いも交付金及び加工原料乳生産者補給金の数量払い
 - (3) 家畜伝染病予防法に基づく手当金、植物防疫法に基づく補償金
 - (4) J Tの葉たばこ災害援助金
- が該当します。

※お問い合わせ先
農林水産省 経営局保険課
電話番号：03-6744-7147

【4. 果樹共済（びわ）に加入しましょう！！ ～備えあれば憂いなし～】

28年産のびわでは、主産県の長崎県などにおいて、冬の大寒波で大雪を伴う凍霜害が広範囲に発生し、大幅な減収となりました。

当時、びわ共済に加入していた農業者からは、「経営を継続する上で、大変ありがたかった。」という声も聞かれています。

今年も天候不順が続いています。

30年産について、びわ共済の引受けを10月上旬まで受け付けていますので、加入をご検討下さい。

加入の申込みや、詳しく知りたい方は、お近くの農業共済組合へお問い合わせ下さい。

[農業共済のパンフレット]http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/attach/pdf/index-17.pdf

※お問い合わせ先
農林水産省 経営局保険課
電話番号：03-6744-2175

◆◆◆事業活用のポイント◆◆◆

【都市農業機能発揮対策事業の再々公募について】

本事業では、都市住民と共生する農業経営への支援対策及び防災協力農地が持つ防災機能の維持・強化等の取組に対して支援をします。この度、再々公募を開始いたしましたので、お知らせいたします。

【公募期間】平成29年9月20日（水）～平成29年10月24日（火）
詳しくは、以下のURLをご覧ください。

（都市農業共生推進地域支援事業）http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/170920_2.html

（防災協力農地等地域支援事業）http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/170920_1.html

◆◆◆担い手のための耳寄り情報◆◆◆

【雇用型経営における従業員の作業遂行マネジメント能力育成のポイント(農研機構より)】

家族以外の人を従業員として雇用する雇用型経営では、経営規模の拡大に伴って作業の進捗管理や業務改善などの「作業遂行マネジメント」を行う現場リーダーを従業員の中から育成していくことが組織の成長にとって重要になりますが、多くの雇用型経営で従業員の能力育成は試行錯誤の段階にあります。

そこで、意識的に現場リーダーの能力向上に取り組み、複数の社員に作業の進捗管理を任せている成功事例に注目して能力育成のポイントを抽出、整理し、具体的な取組内容をパンフレットにまとめました。

成功事例では、作業別やエリア別に複数の責任者が作業遂行マネジメントを担っており、①従業員参加と情報共有の推進、②個人目標に対するPDCAサイクルの推進、③早期の権限移譲、④定期的なフィードバック（業績評価に関する面談）の4つが共通する能力育成のポイントとして抽出されました。

従業員の作業遂行マネジメント能力が向上して業務改善が進むことで、収量品質の向上や作業時間の減少が達成されたり、作業の進捗管理を従業員に任せることで経営者層は販売業務や対外業務に注力できるといった効果が見られました。

皆様の農業経営にも、是非ご活用ください。

■ 詳細は下記をご覧ください。

https://www.naro.affrc.go.jp/project/results/4th_laboratory/harc/2016/16_006.html

パンフレットのダウンロードはこちら

https://fmrp.dc.affrc.go.jp/publish/management/HRD_Point/

◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

いつの間にか蝉ではなく、鈴虫の鳴き声が聞こえるようになり、日比谷公園を歩くと銀杏のにおいを感じるなど、すっかり秋らしくなりました。そろそろ、私の大好きなりんごが美味しい時期になってきました。田舎の親戚から送られてくるのが楽しみです。食欲の秋、美味しいものを食べ過ぎないようにしなくては…（飯尾）

経営局公式facebookページ「農水省・農業経営者net」

→ <http://www.facebook.com/nogyokeiei>

■ ご意見・ご質問はこちら

→ <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/keiei/180817.html>

■ 「新たな農業経営指標」を活用しましょう！

（3つのステップで経営改善！）（農林水産省HP）

→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

■ 地域の人と農地の問題を解決しませんか？（パンフレット）

→ http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/pdf/hito_nouchi_booklet.pdf

「農地中間管理機構ホットライン」

電話 03-6744-2151（受付時間 平日9時30分～17時00分）

E-mail kikou@maff.go.jp



○ 電子出版：農業担い手メールマガジン

○ 発行日：毎月1回発行

○ 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：渡辺、飯尾、松本

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

